

みんなで取り組む 自然再生

自然再生推進法
に基づく協議会
の設立にむけて



自然再生推進法について詳しく知りたい、まず何をすればいいのかわからないなど
お問い合わせはお気軽に下記連絡先まで！



環境省

環境省自然環境局自然環境計画課「自然再生担当」まで
TEL:03-3581-3351(代表)
Email:K-SZN-KEIKAKU@env.go.jp
自然再生に関する情報(環境省ホームページ)
<http://www.env.go.jp/seisaku/list/nature-saisei.html>

編集 株式会社一成 デザイン/交友印刷株式会社
表紙イラスト著作権者/株式会社 地域環境計画「水辺の自然再生」 絵/飯塚 要

自然再生と 自然再生推進法



自然の恵み を享受できる 持続可能な社会 をつくる

自然再生 失われた自然を、地域の人たちの手で取り戻す取り組み

① 自然の力



地域の自然が自分たちにどのような恵みを与えてくれているのか考えてみましょう。
そして、地域の自然を豊かにする想いを皆さんで共有しましょう。

➔ できることから始めよう

② 地域の和

地域の自然をどのようにしていくのか、それは行政だけでは決めることが困難です。
その地域の自主性・主体性を尊重し、地域の皆さんで考え、合意形成を図りましょう。



➔ お互いを尊重しあいましょう

③ 連携の礎

様々な主体が連携して取り組んでいくことが、取り組みの継続性の観点からも重要です。
積極的に情報発信を行い、連携のきっかけを作りましょう。

➔ 地域を盛り上げていきましょう



④ 科学の目



自然を相手にするので、思わぬ結果が生じることが多々あります。
皆さんで変化を見守り、ときに専門家の意見を踏まえながら取り組んでいきましょう。

➔ 長い目で見ましょう

■ 自然再生とは

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。

(自然再生推進法第2条)

保全

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

再生

自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為

創出

自然が失われた地域において緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理

再生された自然環境の状況を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

課題が整理できない



これから取り組む地域

- ・自然再生に興味があるが、具体的にどうしたらいいかわからない。
- ・興味関心が異なる様々な主体からそれぞれ問い合わせがあり、対応に困っている。

既に取り組んでいる地域

- ・活動に停滞がみられるようになり、活動を活性化させたい。
- ・周りとの連携して活動を発展させたい。
- ・活動団体として付加価値がほしい。
- ・外部からの評価がほしい。
- ・活動を全国に発信したい。

調べる

・「自然再生ってどうなの？」と少しでも関心をお持ちでしたら、まずは環境省までお気軽にお問い合わせください。

電話：03-3581-3351(代表)
「自然環境計画課
(自然再生担当)」まで
→現場を知る皆様からのご連絡をお待ちしてます

・発意者はどなたがなくても大丈夫ですが、土地所有者や、近くで同じような取り組みを行っている団体との調整も必要です。

関係者に相談

・地方公共団体と国の行政機関の参加が不可欠です。

・合意形成ができれば、いよいよ協議会設立へ向け手続き開始です！



- 必要なこと
- ☑ 実施者の提案、よびかけ
 - ☑ 協議会参加者の募集
 - ☑ 協議会規約の作成

協議会の組織化

・協議会メンバーは幅広く声掛けしましょう。

・公平な参加の機会を確保しましょう。

・専門家の確保も必要です。

・状況に応じて環境省もお手伝いします。

自然再生協議会の
設立(法定協議会)

協議会の運営

・公正、適正な運営を行うため、メンバー間でしっかりと情報を共有しましょう。

・透明性を確保するために、協議会は公開で行うことも大切です。



全体構想の策定

・協議会の総意として全体構想を策定することが必要です。

・地域の自然について把握する必要もあるので、専門家の協力を得ながら事前に科学的な調査を行いましょう。

・また、参加者全員で議論を行いましょう。

【全体構想に必要な項目】

- ①対象区域
- ②自然再生の目標
- ③参加者とその役割分担
- ④その他必要事項

実施計画の策定

・全体構想を踏まえ実施者が作成した計画については、協議会で議論し、認識の共有を図りましょう。

【実施計画に必要な項目】

- ①対象区域
- ②事業内容
- ③周辺地域の自然環境との関係と保全上の意義・効果
- ④モニタリング計画
- ⑤その他必要事項

事業の実施

・様々な他の主体と連携したり、全国の自然再生協議会の取り組み内容を参考にするなど、活動の幅を拡げていきましょう。



順応的管理

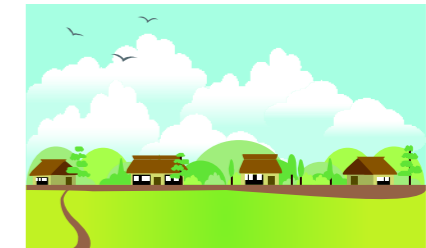
・自然環境の変化を把握するため、地域住民にも積極的に関わってもらうなどして継続したモニタリングを行いましょう。



活動の継続

「一度体制ができれば、継続が楽になった。」
「自然が再生されると同時に地域内での対話も増えた。」

といった声も届いております。



主務大臣 及び
都道府県知事 に写しを送付

自然再生専門家会議からの助言

Point

重要な視点 —包括的再生—

目の前の自然だけでなく、再生したい自然をつくる社会を想定し、文化・意識・社会構造を含めて一体的に地域を再生するという考え方。

1. 様々な主体の意見や協力を得られやすい

- ・ 共通目標のもと、価値観の異なる人たちと対等に議論する場ができます。
- ・ 地域住民やNPO法人、専門家等が自然再生全体構想作成の段階から参画するなど、地域の自主性を尊重した取り組みを行うことができます。



5. 全国の先進地とのネットワークが持てる

- ・ 日本全国の自然再生協議会とつながりができ、事例の共有や相談などの情報交換ができます。
- ・ 他地域の専門家に来てもらう等、人材の交流が生まれる可能性もあります。



例年開催されている全国会議

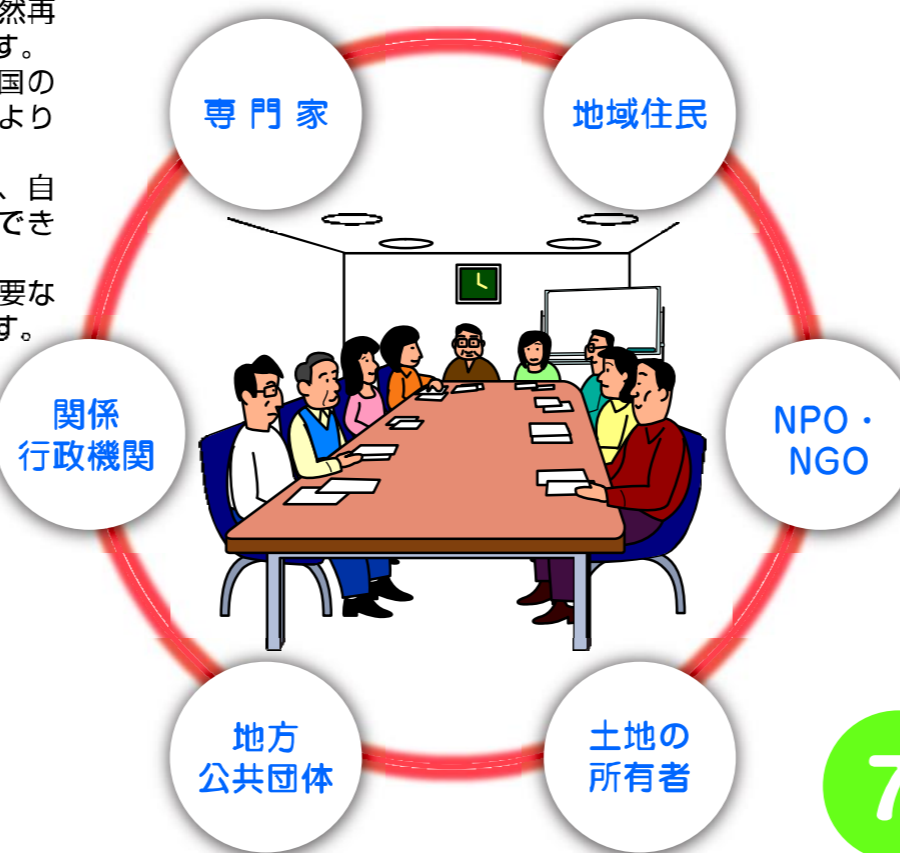
2. 法に基づく体制基盤の強化



- ・ 国が運営する、様々な専門の有識者からなる自然再生専門家会議から助言をいただく機会があります。
- ・ 1団体の取り組みではなく、地方公共団体や国の行政機関も参加することで、様々な施策等により体制の基盤が強化されます。
- ・ 様々な主体が多様な取り組みをしていく中で、自然再生という一本のスジが通った取り組みができます。
- ・ 環境省担当官と直接、相談を行えることで、必要な助言、様々な情報提供が得やすい環境となります。

3. 活動の相乗効果が生まれ取り組みが発展する

- ・ 役所の中でも縦割りを越えた横串の連携が期待できます。
- ・ 地域の自然を再生するという共通の目標が醸成されます。



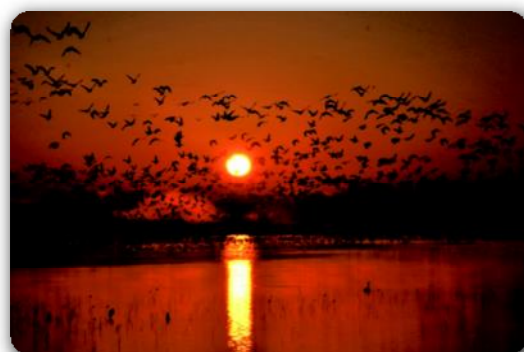
6. 各々の組織の仕組みに位置づけやすい



- ・ ただ会議に参加しているというだけでなく、組織の仕組みに位置づけることで、より主体的な参加が期待できます。
- ・ それぞれの参加主体がこれに基づいて責任を持って取り組む意識が高まります。

4. 活動を全国に向けて発信できる

- ・ 環境省のホームページやパンフレットにおいて、活動内容を紹介する機会が増え、全国的な認知度が向上します。
- ・ 地方公共団体の広報誌や新聞などのメディアに取り上げてもらえる機会が増えます。



7. 異なる主体間での意識の共有化による新たなアイデアが生まれる

- ・ 普段交流のない方々が、お互いの立場や考えを尊重・配慮しながら自然再生に取り組むことで、信頼関係を構築できます。
- ・ それにより、新たなアイデアや連携施策が提起され、取り組みの活性化が期待できます。



全国自然再生協議会

平成15年に自然再生推進法が制定され、全国各地で自然再生協議会の設置により地域住民や行政機関が協働する取り組みが進められています。

ここでは、各協議会がどのような経緯で設立されたのか、どのような運営の特色を持っているのかをご紹介します。

中海自然再生議会



「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合言葉に、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環を再構築する。

NPOの発意により設立し、NPOが事務局を運営する自然再生協議会

中海は島根県と鳥取県にまたがる汽水湖で、かつては高い透明度とアマモ・オゴノリ等の藻場が広がる、生物が豊かな湖でした。しかし、戦後の干拓・淡水化事業や土地造成のための浚渫等の影響により、浅場が消失し、水質が悪化していました。

中海自然再生協議会は、平成19年に設立した「NPO法人自然再生センター」が発意者となり、全国初のNPO発意の自然再生協議会として誕生しました。平成24年に同法人が認定NPO法人格を取得し、協議会の事務局として、また、自然再生事業の実施者として地域の多様な主体との連携のもと、活発な取り組みを行っています。なお、事務局が民間団体であっても、法に基づく協議会のもと、島根・鳥取両県をはじめとする行政機関の積極的参加が行われています。

協議会によって、様々な目的を持つ主体が連携する（行政・民間団体・企業・研究者）

中海の自然再生を継続していくためには、中海の自然の恵みを地域の人が享受し、そこに適切に手を加えて次世代に引き継ぐ「里海」の地域づくりが必要です。協議会が組織化され、それぞれの活動主体が活動を認識し、対等に議論ができる場が生まれました。例えば、オゴノリ（藻）の復活は、農地還元の取り組みを通じて、農業、福祉、地元の学校、地域住民等との連携が広がっています。

また、中海の水質悪化の原因の1つである浚渫渾地の環境修復事業は、自然再生推進法に基づく協議会がプラスに働きました。事業の協力者である中国電力(株)にとっては、法律に基づく協議会である事、循環型社会の形成に向けた取り組みに合致している事、研究者、地域住民を巻き込んでいる事などが、組織内での信頼につながり継続して連携を図る素地ができました。この実証事業によるモニタリングで環境修復の成果を評価し、成果を基に永久的な水質浄化につながるよう他の企業と協議会が連携し、議論を進めています。



中海のオゴノリ採り



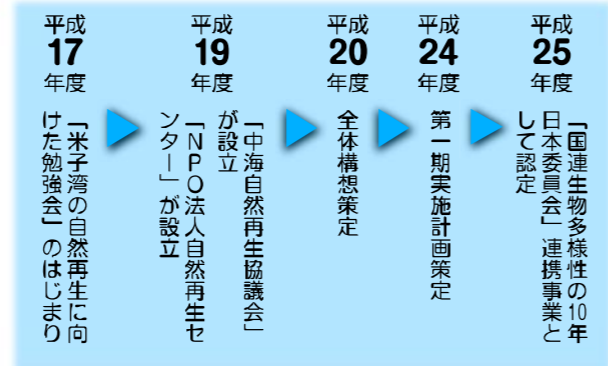
海藻投入試験圃場



浚渫窪地埋め戻し事業



Hiビーズ（中国電力HPより）



阿蘇草原再生協議会



阿蘇の自然と人々のいとなみにはくまられた貴重な草原環境を子供たちの世代に引き継ぐ

地域内外から集う多様な構成員

阿蘇の草原（野草地）は周囲100kmにも及ぶ世界最大級のカルデラ地形の内外に広がっており、野焼き、採草、放牧という地域の生業とともに維持されてきたものです。雄大な景観とともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな草原環境が守られてきました。

しかし社会経済状況等の変化から、人の手によって維持されてきた野草地が減少しています。それに対し現在では、地域内外の様々な団体や個人、学識研究者、行政・関係機関が草原の保全に関連する取り組みを開始しており、平成17年に環境省九州地方環境事務所が事務局として、「阿蘇草原再生協議会」が設立されました。協議会設立されてから、野焼き・輪地切り支援ボランティア活動や、募金活動、草原環境学習の推進など、多様な実施主体による様々な活動が実施されています。

「草原再生」という本地域の第一目的を担う協議会

平成25年、熊本県と阿蘇地域市町村のそれぞれから、草原再生に関する計画が策定されました。また、同年に阿蘇地域が世界農業遺産に認定されるなど、目的を同じ方向に持つ各主体の取り組みが活発化してきています。その中で、阿蘇草原再生協議会は法律に基づく協議会ということで、地域の様々な活動を行う団体との情報共有、連携調整、活動の振り返りなど、地域の中心的な役割を担っています。



ボランティアによる野焼き作業



草原環境学習の取り組み



阿蘇の野草資源を活用した農産品の販売（草原再生シール生産者の会）



募金によるあか牛導入支援

～地域への熱心な思いによる結びつき～

ともえがわりゅういきあさはたゆうすいち

巴川流域麻機遊水地自然再生協議会 - 「ベーター麻機部会」の取り組み-

あさはた

「生命にぎわうわ(環・和・輪)の湿地麻機」をめざして

麻機遊水地は巴川中流にある標高約7mの低湿沖積地帯で、「日本の重要湿地500」に選定されています。

遊水地の整備のため水田が掘り起こされ、埋もれていた種子からミスアオイなどの湿生植物が蘇ることで、多くの動植物が生息・生育する貴重な湿地となりました。しかし現在は、植生遷移や外来種の移入等により在来種の生息・生育環境が失われ、また排水の流入による水質悪化などに起因して、生態系のバランスが崩れはじめています。

こうした背景から、工事を進める静岡県静岡土木事務所は、自然環境に配慮しつつ住民と合意の上で工事を行うために、協議会の設置を主導し、平成15年に設立しました。

麻機遊水地を核とした福祉との連携

協議会の構成部会である「ベーター麻機部会」は平成26年秋に設置されました。部会名は、ドイツの医療・福祉先進地にある町「ベーター」をモデルとして名づけられています。

ベーター麻機では、麻機遊水地第3工区の約1haのエリアで、隣接する病院や特別支援学校、障害のある人、地域等と連携し福祉農園や水田等の整備を進めながら、そこに生息する動植物の保全活動に取り組んでいます。

多様な主体を巻き込む自然再生のしくみが、医療・福祉を軸としたまちづくりを進めたいという構想を持っていた医療機関と連携するきっかけとなりました。障害を持つ方々にとっては、自然体験や地域学習を通じて地域貢献ができ、社会参加への意欲につながっています。様々な方が地域づくりに参加することは素晴らしいことです。



てんかんセンターとの自然環境に関する研修会



動力草刈り実技指導

三方五湖自然再生協議会

湖と里をとりまく自然と人のつながりの再生



地域の多様な方々と研究者による“共動”による取り組み

三方五湖は若狭湾国定公園、国の名勝、県の鳥獣保護区に指定され、またラムサール条約湿地に登録された貴重な湖です。それぞれの湖で塩分濃度や水深が異なり、多様な環境に応じて魚類など多くの生物が生息しています。

一方で、水質汚濁や生き物のすみかとなる植生帯の激減、オオクチバスやブルーギルなど外来生物の増加など、かつての豊かな三方五湖の自然環境は、急速に損なわれつつあります。

そこで、約5年の歳月をかけて、地域の方々と研究者がともに調べ、学び、語り合う中で、三方五湖自然再生協議会を設立し、その成果として「三方五湖自然再生全体構想」を策定しました。最初の段階から地域の多様な主体が共に作り上げ、それぞれがお互い責任を持って取り組んでいます。

科学的な知見に基づく順応的管理とそれぞれの活発な活動の共有

三方五湖では、湖・農地、植物・魚類など様々な自然を対象として6つの部会を作り活発な活動を行っています。

その中では、関係者それぞれが研究者とともに、順応的管理を行うとともに、ニュースレター、年数回の全体会議などを通じて、個々の部会がどのような活動を行い、どのような課題を抱えているのか共有を図っています。

また、研究者は、モニタリング手法の検討、モニタリング結果の検証、環境学習での講師などを行うことで、地域へ研究結果を還元し、活動をより発展させています。



目標像を共有するためのビジョンマップ(一部)



浅場造成によるシジミ生息区域の拡大



シジミ漁の体験(美浜町)



湖の漁の体験ツアー(若狭町)

～様々な主体により豊かな地域づくりを検討～

釧路湿原自然再生協議会 — 「地域づくり小委員会」の発足—

我が国最大の湿原

釧路湿原は、約26,000haに及ぶ湿原であり、タンチョウ、キタサンショウウオ、イトウなどを含む多様な貴重な野生動植物が生息・生育しています。また保水・浄化機能や遊水池としての洪水調節機能、観光資源としての機能等が重要な役割を持っています。

しかし、経済活動の拡大に伴い、湿原面積が著しく減少するとともに流域からの土砂や栄養分の流入によって、湿原生態系の変容が進んでいます。そこで、環境省釧路自然環境事務所と国土交通省北海道開発局釧路開発建設部が中心となり、地元住民、NPO、専門家、地方公共団体、国など多様な主体と自然再生事業を展開しています。

地域産業の目線で考える自然再生

平成15年の協議会設立以降、さまざまな取り組みが実施されていますが、釧路湿原や再生事業と地域の結びつきが希薄ではないかといった課題も浮き彫りになっています。

そこで、平成27年度に北海道釧路総合振興局が中心となって「地域づくり小委員会」を設置し、湿原の賢明な利用によって、地域が豊かになるとともに、湿原が保全・再生されていく取り組みを進めるための議論を開始しました。

自然再生が、観光や農業、漁業などの地域産業や地域の文化と連携することで地域振興に貢献するような取り組みの事業化、そのためのルール作りなどについて検討を行う予定です。



釧路湿原



第一回地域づくり小委員会(平成28年1月)

Q&A 自然再生推進法

ここに書いていること、書いていないことなんでもお気軽にお問い合わせください。

環境省自然環境局自然環境計画課「自然再生担当」まで
TEL: 03-3581-3351(代表) Email: K-SZNK@KAKU@env.go.jp
自然再生に関する情報(環境省ホームページ)
<http://www.env.go.jp/seisaku/list/nature-saisei.html>



- Q.** 合意形成はどこまでの範囲が必要ですか？
A. 協議会メンバーの合意が必要です。なお、協議会には行政機関、関係地方公共団体の参加が必須であり、地域住民、NPO等の団体、専門的知識を有する者、土地所有者等地域の多様な主体の参画が望まれます。また、協議会は公平な参加の機会を確保する必要があります。
- Q.** 再生目標はどのように定めればよいでしょうか？
A. 科学的調査に基づき、対象となる区域を明確にした上で目標を設定する必要があります。
- Q.** 協議会の発意者はどのような団体が適当なのでしょう。任意団体でも可能ですか？
A. 自然再生に取り組む意欲がある団体であればどのような団体でも可能です。なお、事務局は協議会の合意のもと選任される必要があります。
- Q.** 予算が無くても設立できますか？
A. 協議会の立ち上げや科学的調査、計画の策定等の労力が必要になりますが、特段、設立にかかる費用はございません。
- Q.** 協議会設立にはどのような書類が必要ですか？またその様式はどこにありますか？
A. 参考となる資料等がありますので、環境省自然環境局自然環境計画課「自然再生担当」までお問い合わせください。

自然再生協議会の魅力

～自然再生に関わるメンバーで座談会を行いました～

- ・(中海自然再生協議会) 小倉 加代子氏 認定NPO法人 自然再生センター 理事・事務局長
- ・(八幡湿原自然再生協議会) 白川 勝信氏 高原の自然館 主任学芸員
- ・(阿蘇草原再生協議会) 高橋 佳孝氏 近畿中国四国農業研究センター

自然再生は地域再生

「包括的再生」が一つのキーワード。目の前の生物、生態系を再生するだけでなく、それを利用し保全する社会構造や人の意識を再生していくことが自然再生にとって必要である。自然再生推進法のしくみにより、環境や農業、教育分野など多様な主体が縦割りを超え連携するきっかけをつくることができる。



思いがけない発見がある会議

協議会のメリットは会議で意見しやすいこと。土地所有者や取り組みの担い手にも発言して貰うことで、主体性のある意見となり、実行性が伴ってくる。協議会で顔を合わせることで、同じ目標に向かっていく一体感を得られるし、違う分野の構成員から思いがけない意見が出されることがあり面白い。

自然再生推進法というフレームワーク

自然再生推進法に基づく自然再生は、初めに手間がかかる部分はあるが、事務局がやるべきことが決まっているため効率的である。法という骨組み(フレームワーク)に沿って、どのように自然再生を行うかを考えていくと、自然にやるべきことが分かっていく。また、フレームがあることで、異動を伴う組織にとっても引き継ぎがしやすく、活動の継続にも繋がっていく。

